

東京税理士会会員・都内事業者向け
新型コロナウイルス感染に係る給付金等に関する電話相談について

東京税理士会では、本会会員及び都内事業者からの新型コロナウイルス感染に係る給付金等の問合せに対応するため、電話相談を5月21日より開設し、問題解決の支援をいたします。

(専用電話番号) 050-3138-2684

受付日時：土日祝日を除く平日(月～金) 午前10時～正午

午後1時～3時30分

※ 時間帯によっては、電話が非常に混み合い繋がりにくくなっている場合がございます。その場合は、お手数ですが時間をおいておかけ直しくださいますようお願いいたします。

※ 6月17日は本会定期総会のため、休業です。その他の休業は、その都度お知らせいたします。

対象者：東京税理士会会員、都内事業者

開室期間：令和2年5月21日(木)～同年7月末日

※ 相談件数等を勘案して、今後、実施期間等を変更する場合があります。

相談内容

新型コロナウイルス感染症に関する以下の項目(ただし、他土業の業務に抵触しない範囲)

- ・税制全般(特に申告期限延長、納税の猶予等)
- ・各種給付金、補助金及び協力金等(持続化給付金、東京都感染拡大防止協力金、雇用調整助成金等)
- ・その他

相談料：無料(通話料はご負担ください)

留意事項

※ 本会会員及び都内事業者のみ利用できます(相談前に、本会会員には氏名、支部、都内事業者には、氏名、業種等をお伺いします)。

※ この相談室は、本会会員及び都内事業者の問題解決のための支援をすることを目的としているため、応答内容に対して責任を負うものではありません。予めご了承ください。

※ 相談時間は15分といたします。

多くの方の相談に応じるため、相談が長時間とならないよう、事前に相談事項を簡潔に整理した上で、電話相談するよう、ご協力をお願いいたします。

※ 税理士には税理士法により守秘義務が課せられており、あなたの相談内容を他に漏らすことはありません。安心してご相談ください。

(税理士会員専用電話相談)

日税連では、全国の税理士会員のための新型コロナウイルス感染症に係る会員相談室を設置しております。併せてご利用ください。

詳しくは以下をご参照ください。

※会員専用ページへのログインが必要です。

(<https://www.tokyozeirishikai.or.jp/member/login/> にリンク)